

令和6年度

全体実施設計

天竜川下流二期地区用水計画補足検討業務

特別仕様書  
(当初)

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第1章 総 則 (適用範囲)	
第1-1条	<p>全体実施設計 天竜川下流二期地区用水計画補足検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>
(目 的) 第1-2条	<p>本業務は、全体実施設計 天竜川下流二期地区における用水計画の更新や河川協議書(案)及び説明資料の作成を行うものである。</p>
(場 所) 第1-3条	<p>本業務において対象とする全体実施設計 天竜川下流二期地区は、静岡県浜松市地内他2市1町で別添施行位置図に示すとおりである。</p>
(履行確実性評価の達成状況の確認)	
第1-4条	<p>本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。</p> <p>①審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>②審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</p> <p>③その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</p> <p>④業務成果品のミス、不備 等</p>
(一般事項) 第1-5条	<p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。</p> <p>(3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</p>

項 目	内 容														
(管理技術者) 第1-6条	<p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="411 309 1420 631"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 309 758 353">資 格</th> <th data-bbox="758 309 986 353">技術部門</th> <th data-bbox="986 309 1420 353">選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 353 758 474" rowspan="2">技術士</td> <td data-bbox="758 353 986 430">総合技術監理</td> <td data-bbox="986 353 1420 430">農業-農業土木 農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 430 986 474">農業</td> <td data-bbox="986 430 1420 474">農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 474 758 551">博士</td> <td data-bbox="758 474 986 551">業務に該当する 部門</td> <td data-bbox="986 474 1420 551"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 551 758 631">シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)</td> <td data-bbox="758 551 986 631">農業土木</td> <td data-bbox="986 551 1420 631"></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	業務に該当する 部門		シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
博士	業務に該当する 部門														
シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木														
(担当技術者) 第1-7条	<p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>														
(配置技術者の確認) 第1-8条	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</li> <li>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</li> </ol>														
(保険加入) 第1-9条	<p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>														

項 目	内 容																		
第2章 作業条件 (設計条件) 第2-1条	<p>(1) 天竜川下流地区概要</p> <p>① 国営天竜川下流土地改良事業 (昭和42年度～昭和59年度)            主要工事：取水工1カ所、揚水機場5カ所、用水路11路線</p> <p>② 受益面積：12,030 ha (田：8,970ha、畑：1,770ha、樹園地：1,290ha)</p> <p>③ 主要作物：水稲、小麦、野菜、茶等</p> <p>(2) 現行水利権の概要</p> <p>① 受益面積 8,905 ha (田6,961ha、畑：1,994 ha)</p> <p>② 最大取水量等</p> <table border="1" data-bbox="387 645 1442 848"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>4/21 ~ 5/20</th> <th>5/21 ~ 6/15</th> <th>6/16 ~ 9/15</th> <th>9/16 ~ 10/31</th> <th>11/1 ~ 翌年4/20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大取水量</td> <td>19,426 m<sup>3</sup>/s</td> <td>21,127 m<sup>3</sup>/s</td> <td>25,989 m<sup>3</sup>/s</td> <td>8,984 m<sup>3</sup>/s</td> <td>1,071 m<sup>3</sup>/s</td> </tr> <tr> <td>年間総取水量</td> <td colspan="5">259,000 千 m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table>	期間	4/21 ~ 5/20	5/21 ~ 6/15	6/16 ~ 9/15	9/16 ~ 10/31	11/1 ~ 翌年4/20	最大取水量	19,426 m <sup>3</sup> /s	21,127 m <sup>3</sup> /s	25,989 m <sup>3</sup> /s	8,984 m <sup>3</sup> /s	1,071 m <sup>3</sup> /s	年間総取水量	259,000 千 m <sup>3</sup>				
期間	4/21 ~ 5/20	5/21 ~ 6/15	6/16 ~ 9/15	9/16 ~ 10/31	11/1 ~ 翌年4/20														
最大取水量	19,426 m <sup>3</sup> /s	21,127 m <sup>3</sup> /s	25,989 m <sup>3</sup> /s	8,984 m <sup>3</sup> /s	1,071 m <sup>3</sup> /s														
年間総取水量	259,000 千 m <sup>3</sup>																		
(作業条件) 第2-2条	<p>本業務における水収支プログラムの作業条件は、以下のとおりとする。</p> <p>使用するソフトウェア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Microsoft Excel を利用する。</li> </ul>																		
(貸与資料等) 第2-3条	<p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <p>上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>なお、令和6年度の面積資料、営農土地利用のデータについては契約締結後に整理が完了次第、貸与することを予定している。</p> <p>また、本地区の水収支プログラム(表計算形式)は下記貸与資料の中に含まれている。</p> <table border="1" data-bbox="434 1352 1396 1865"> <thead> <tr> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その他業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>平成30年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その2業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>平成31年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その3業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その4業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>令和3年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その5業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>令和4年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その6業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討補足業務(令和6年3月完了予定のため契約締結後に貸与)</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>天竜川下流地区河川協議資料</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	貸与資料	数量	平成29年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その他業務	1部	平成30年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その2業務	1部	平成31年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その3業務	1部	令和2年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その4業務	1部	令和3年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その5業務	1部	令和4年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その6業務	1部	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討補足業務(令和6年3月完了予定のため契約締結後に貸与)	1部	天竜川下流地区河川協議資料	1式
貸与資料	数量																		
平成29年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その他業務	1部																		
平成30年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その2業務	1部																		
平成31年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その3業務	1部																		
令和2年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その4業務	1部																		
令和3年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その5業務	1部																		
令和4年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その6業務	1部																		
令和5年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討補足業務(令和6年3月完了予定のため契約締結後に貸与)	1部																		
天竜川下流地区河川協議資料	1式																		

項 目	内 容															
(貸与資料の取扱い) 第2-4条	<p>第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>(3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。</p> <p>(4) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>(5) 貸与資料により得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報について遵守するものとし、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。</p> <p>(6) その他、資料の貸与が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>															
(関連業務) 第2-5条	<p>本業務の関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。</p> <p>また、本業務の成果品は、下記関連業務「番号1 全体実施設計天竜川下流二期地区事業計画補足検討業務(仮称)」の更新に使用するため、令和6年12月末までに別紙「設計作業項目内訳表」の「2. 用水計画の更新」の成果品(暫定版)を提出すること。</p> <table border="1" data-bbox="395 1048 1422 1243"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>業 務 名</th> <th>業務実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>全体実施設計天竜川下流二期地区 事業計画補足検討業務(仮称)</td> <td>R6.4~R7.3</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>全体実施設計天竜川下流二期地区 受益面積等整理業務(仮称)</td> <td>R6.8~R6.12</td> </tr> </tbody> </table>	番号	業 務 名	業務実施期間	1	全体実施設計天竜川下流二期地区 事業計画補足検討業務(仮称)	R6.4~R7.3	2	全体実施設計天竜川下流二期地区 受益面積等整理業務(仮称)	R6.8~R6.12						
番号	業 務 名	業務実施期間														
1	全体実施設計天竜川下流二期地区 事業計画補足検討業務(仮称)	R6.4~R7.3														
2	全体実施設計天竜川下流二期地区 受益面積等整理業務(仮称)	R6.8~R6.12														
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	<p>本業務における設計作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は別紙「設計作業項目内訳表」に示すとおりとする。</p> <p>作業項目表</p> <table border="1" data-bbox="453 1668 1385 1870"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.資料準備</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.用水計画の更新</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.河川協議書(案)及び説明資料</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.点検取りまとめ</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	数量	備考	1.資料準備	1式		2.用水計画の更新	1式		3.河川協議書(案)及び説明資料	1式		4.点検取りまとめ	1式	
作業項目	数量	備考														
1.資料準備	1式															
2.用水計画の更新	1式															
3.河川協議書(案)及び説明資料	1式															
4.点検取りまとめ	1式															

項 目	内 容
(作業の留意点) 第3-2条	<p>設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(2) 第2-2条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p>
第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条	<p>(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。</p> <p>(2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省Webサイト参照)によるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p>
第5章 打合せ (打合せ) 第5-1条	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手段階 ※対面方式</p> <p>第2回 中間打合せ(水収支計算実施段階) ※Web会議方式</p> <p>第3回 中間打合(河川協議書(案)及び図面作成段階) ※Web会議方式</p> <p>第4回 中間打合せ(河川協議説明資料作成段階) ※Web会議方式</p> <p>最終回 成果とりまとめ段階 ※対面方式</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>

項 目	内 容
第6章 成果物 (成果物) 第6-1条   (成果物の提出先) 第6-2条	<p>成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくはDVD-R) 正副2部          このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくはDVD-R) により別途1部を提出するものとする。</p> <p>(2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)          なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p>
第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。          静岡県菊川市加茂2280-1          関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所</p> <p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合          (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。          (3) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。          (4) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。          (5) 履行期間の変更が生じた場合。          (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。          (7) その他重要な変更が生じた場合。</p>
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり、疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

## 別紙【設計作業項目内訳表】

作業項目	内容	作業 数量
		当初
1. 資料準備	貸与資料の確認を行い、必要な資料の収集及び整理を行う。	1式
2. 用水計画の更新	過年度業務にてとりまとめた用水計画諸元(面積、営農土地利用等)を貸与資料等をもとに最新情報に更新するとともに、水収支計算を行う。また、取水パターン(全体、各改良区等)、水源流況確認を行う。	1式
3. 河川協議書(案)及び説明資料		
3-1. 河川協議書(案)及び図面の作成	上記「2. 用水計画の更新」による用水計画諸元の整理、水収支計算を基に、河川協議書(案)及び図面の作成を行う。 (図面作成) 一般計画平面図(縮尺1/50000) かんがい用水ブロック図 計画用水系統図 河川法23条添付図面CADデータ作成 その他図面の作成	1式
3-2. 河川協議説明資料の作成	河川協議説明資料の作成を行う。 用水計画諸元新旧対照表、根拠資料(図面、写真等)、計算例を作成し分かりやすい説明資料を作成する。	1式
4. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式